平成２２年（フ）第２３９９号
札幌市豊平区福住１条３丁目８番２―205号
債務者　平井　太悟
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
宮城県登米市南方町大森前132番地２
債務者　小野寺　悠
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４４号
宮城県登米市米山町中津山字清水32番地２
米山清水第一住宅２―13号
債務者　浅野久美子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４５号
宮城県登米市東和町米谷字相川11番地
債務者　阿部由香里
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３６１号
埼玉県春日部市緑町４丁目13番３号緑町住宅４棟207号、前住所埼玉県春日部市粕壁東４丁目９番２号茉莉花101号
債務者　石田　昌樹
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
埼玉県草加市八幡町895番地８
債務者　末吉　優子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
埼玉県草加市八幡町895番地８
債務者　末吉美佐子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地１号棟405号
債務者　田中　晴男
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
埼玉県越谷市大字平方1781番地
債務者　早乙女真由美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目384番地６、前住所埼玉県三郷市彦糸１丁目117番地２　ブーゲンリレア101
債務者　福田　千恵（旧姓宇田川）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
埼玉県春日部市小渕118番地１　ＮＩＣＥ・ＵＲＢＡＮ春日部203号
債務者　伏谷　　弘
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東２丁目３番地２メゾンドソフィア高野台303
債務者　長谷川昭浩
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
埼玉県吉川市高富１丁目６番地２メゾンドモリュー107号
債務者　岩井美智子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
埼玉県春日部市上蛭田656番地１　コスモ春日部豊春セカンドステージ205号
債務者　飯野　俊秀
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
埼玉県春日部市南４丁目８番22号　南すくえあ201号
債務者　西　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
埼玉県春日部市緑町６丁目16番９号　トイダ荘Ａ－２
債務者　大橋早智江
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
埼玉県草加市青柳６丁目10番８号　エステート・ピア宇田川102号
債務者　木内　龍太
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係